平成２７年（フ）第２５７１号
大阪市住吉区遠里小野２丁目７番20号　養護老人ホーム　ゆうけいハートフル
破産者　寄瀬登志子
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６７号
大阪市住吉区千躰１丁目４番15号　勝田ビルディング３号館　１Ｈ号
破産者　南郷　康男
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５３号
大阪府門真市新橋町５番31号
破産者　北口　五一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５６号
大阪府箕面市新稲１丁目14番32号
破産者　佐藤　　勝
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６７号
大阪市平野区西脇２丁目10番７号　読売センター平野内、前住所大阪市住之江区中加賀屋３丁目４番９号
破産者　読売センター加賀屋こと　堀田　善之
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３３号
大阪府吹田市千里山東２丁目６番Ｃ―901号、前住所大阪府吹田市千里山西３丁目29番20号
破産者　井上　　章
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４９号
大阪府豊中市服部寿町２丁目14番15号
破産者　大塚由美子（旧姓矢島）
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２３号
大阪市浪速区久保吉２丁目２番６―232号、前住所大阪市西区南堀江２丁目３番27―602号
破産者　増田　芳胤
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３号
堺市堺区北安井町１番22号　ヒルズＳＴＮ301号
破産者　榎本　隆一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
堺市北区東浅香山町１丁63番地１　フォレストフィールド307号
破産者　花山商会こと　花山　弘樹
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６１号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番263号、前住所大阪府富田林市向陽台４丁目１番３―303号
破産者　藤崎　壽雄
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７６号
堺市東区日置荘西町７丁７番１―608号
破産者　ケイ・クチュールこと　北山　　健
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８０号
大阪府松原市東新町４丁目１番37号、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨１丁目５番18号
破産者　藤戸工務店こと　中垣　竜一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６１３号
広島市安佐北区落合南４丁目38番16号、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目４番23号　Ａ―102
破産者　キョーモトこと　京本　貴宏
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１号
徳島県徳島市名東町２丁目650番地の73、旧住所徳島県徳島市名東町２丁目322番地
破産者　中村賢一郎（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７３号
北九州市門司区大里本町３丁目８番20―210号
破産者　眞所　健作
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６４号
北海道紋別市落石町６丁目27番地の１　学園第３団地　Ｌ棟304
破産者　松田由喜子
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
北海道網走郡津別町字共和21番地84
破産者　前田　敬司
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係